⑶　九州農政局における「土木一式工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記⑶の再認定を受けた者を除く。

⑸　九州農政局における「土木一式工事」に係る一般競争参加資格の確認の際に、客観的事項（共通事項）について算定した客観点数が、1,250点以上であること。（上記２の⑶の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が要件を満たしていること。）

⑹　平成９年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。ただし、共同企業体としての施工実績は出資比率が20％以上のものに限る。

　同種工事とは、土工事、法面工事とし、工事規模はいずれも掘削深度30m以上とする。

　なお、工事規模は　①切土量83,000㎥以上で　②グランドアンカー本数180本以上とする。①及び②は同一工事でなくてもよい。

　また、当該実績が各地方農政局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評価点合計が入札説明書に示す点数未満のものは、施工実績として認めないものとする。

⑺　技術提案等が適正であること。技術提案の提出にあたっては、入札説明書に示す全ての条件を満足する内容であること。この技術提案が適正と認められない場合で標準案に基づいて施工する意志がある場合、また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、入札説明書に示す様式により標準案に基づいて施工する意志を記載し提出すること。

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成９年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した、上記２の⑹に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

　なお、共同企業体の場合の配置すべき技術者は、構成員の１社以上が監理技術者、その他の構成員は主任技術者とする。

⑼　本工事に経常建設共同企業体として資料を提出した場合、その構成員は単体として資料を提出することができない。

⑽　申請書の提出期限の日から開札時までの期間に、九州農政局長から九州農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15九総第412号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑾　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑿　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（基準に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

①　資本関係　次のいずれかに該当する２者の場合

ア　親会社と子会社の関係にある場合

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②　人的関係　次のいずれかに該当する２者の場合

ア　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

３　総合評価方式に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案

③　ヒアリング

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点（技術提案）」の最高点を40点、「加算点（ヒアリング）」の最高点を10点とする。

②　「施工体制評価点」の算出方法は、技術資料の内容に応じ、上記３の⑴評価項目①施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を与える。

③　「加算点（技術提案）」の算出方法は、上記３の⑴の評価項目（技術提案）について評価した結果、得られた「評価点数」が入札参加者の「評価点数の合計値」のうち最も高い者に40点、その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を与える。また、「加算点（ヒアリング）」については配置予定技術者へのヒアリング結果に応じて、得られた「評価点数」を加算点として与える。

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式は、入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」、「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

⑤　施工体制評価点の評価結果が低いものに対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。

⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

　なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア　入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ　技術提案が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。ただし、落札者となるべき者の「評価値」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者かつ適切な「評価値」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

③　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行う。

⑷　実施上の留意事項及び評価内容の担保

①　技術提案等についてはヒアリングを実施する。なお、ヒアリングの日時・場所等必要事項は別途通知する。（詳細は入札説明書による。）

②　実際の施工に関しては、技術提案等に記載された内容により施工するものとし、工事完了後に履行状況について検査を行う。請負者の責により、記載内容が遵守出来ない場合には、以下の取扱いを行う。（詳細は入札説明書による。）

ア　工事成績評定点の減点措置

イ　違約金の徴収

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒860―8527 熊本県熊本市西区春日２―10―１熊本地方合同庁舎　九州農政局整備部設計課技術審査第２係　坂口　隆雄　電話096―211―9111　内線4727